

## 単元未満株式取引規定

### 第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様と三菱UFJ eスマート証券会社(以下「当社」といいます。)との間における、インターネット等を利用した単元未満株取引（サービス名：プチ株® 以下、「本サービス」といいます。）について、その内容や権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的として定められるものです。

1. お客様が当社に預託する単元未満株取引に係る保護預りに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合をのぞき、すでに当社と締結している保護預り約款の定めるところにより取扱います。
2. お客様は、同規定の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において単元未満株取引を行うものとします。

### 第2条（本サービスの内容）

お客様は本サービスを利用して、当社が定める範囲内で単元未満株式の市場外取引を行うことができます。なお、当社はお客様からのご注文をマーケットメイカーである当社指定の証券会社（廣田証券株式会社）に取次ぎを行います。

### 第3条（取引単位・取扱銘柄）

お客様が当社との間で行う単元未満株取引については、次の各号に定めるところにより行うものとします。

1. 1株の整数倍で、単元株未満の数量を取引単位とします。
2. 単元株制度採用銘柄（証券保管振替制度同意会社に限る）の中から当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）を取扱銘柄とします。

### 第4条（取引の執行時期及び価格）

お客様が当社との間で行う注文の執行時期及び価格については、次の各号に定めるところにより行うものとします。

1. 発注は成行注文のみとし、成約価格は前場又は後場の始値とします。
2. 受注時間は取引所の寄付前の当社が定める時間の範囲とします。
3. 複数の取引所に上場する銘柄は、マーケットメイカーが定める（各銘柄の主要）取引所の価格とします。
4. 本条第1号、第2号及び第3号の定めるところにかかわらず、取引所において取引が成立しなかった場合及びストップ比例配分となった場合は、注文は自動的にその効力を失い、取引は成立しなかったものとします。

### 第5条（取消）

お客様が本サービスを利用した注文の取消は、当社が定める時間の範囲内に限りお客様が本サービスを利用することによってのみ行うことができます。

### 第6条（注文の照会）

当社が受付けた注文の内容・成約状況は、本サービスにより照会することができます。

### 第7条（取引手数料）

1. お客様が本サービスを利用して注文を行い、約定した場合の当社所定の取引手数料は無料とします。
2. 前項にかかわらず、電話でのお取引は、NISA口座（少額投資非課税制度）でのお取引を除き、オペレーター料金2,200円（税込）が別途加算されます。

## 第8条（選定銘柄の除外）

1. 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。選定銘柄から除外する場合は、当社は、当該選定銘柄を当社に預託しているお客様に、遅滞なく通知するものとします。
  - (1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による支払いの停止又は破産、再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は営業活動を停止したとき。
  - (2) 当該選定銘柄が上場廃止、指定替え等（整理ポスト入りを含む）により、本サービスの取扱市場を外れることとなったとき。
  - (3) 機構が取扱有価証券としなくなったとき。
  - (4) 合併等による株式移転で1単元株数の変更が行われ、1単元が1株になったとき。
  - (5) 額面変更に伴う株式交換で1単元株数の変更が行われ、1単元が1株になったとき。
  - (6) その他当社が必要と認めるとき。

## 第9条（決済不履行の処置）

1. 不足金が発生したにもかかわらず、期日までにその入金がない場合には、当社は任意に売買契約を解除し、顧客の計算において買付けた株式を売却することができることとします。
2. 当社は前項の規定により損害をこうむった場合には、当該顧客のために占有する金銭及び有価証券を以ってその損害に充当し、なおその不足があるときはその不足額の支払いを請求することができます。

## 第10条（その他）

お客様の預託株式が1単元に達した場合、1単元の整数倍に係る預託残高については、お客様の申出の如何にかかわらず、この規定の適用を受けない単元株として取扱います。

## 第11条（約款等の適用）

この規定に定めのない事項については、「オンライン・トレード取扱規定」等の定めるところにより取扱います。

## 第12条（免責事項）

免責事項につきましては、「オンライン・トレード取扱規定」等の定めるところにより取扱います。

## 第13条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときには民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2019年 12月)

(2022年 1月)

(2025年 2月)

(2026年 5月)